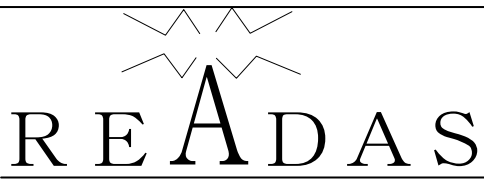


第 5834 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 10日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 商談時に提供するお弁当

Q：取引先との商談時にお弁当を出しました。この弁当代は、どのような取扱いになりますか？

A：会議費として損金の額に算入することが認められます。

【解説】

会社が事業に関係ある者に対して接待等を行うために支出する費用は交際費となりますが、この交際費には会議（打合せ及び商談を含む）に関連して、茶菓や弁当などを提供するために通常要する費用は含まないこととされています。

この場合の通常要する費用とは「日常的な昼食程度のもの」をいい、場所については社内、又は社外であっても「通常会議を行う場所」とされています。

したがって、たとえ名目が商談であっても、豪華な食事や、主として酒類を提供する場所でのものは、交際費として取り扱う必要があります。

ご質問の場合は、日常的な昼食程度の範囲であると考えられますので、交際費として取り扱う必要はありません。

しかし、飲食を伴う商談などの費用は、交際費との線引きが困難なケースも多くみられますので、このような支出をした場合は、その商談などの目的・相手先及び社内の出席者名・出席者数などを、明確に記録しておいてください。

